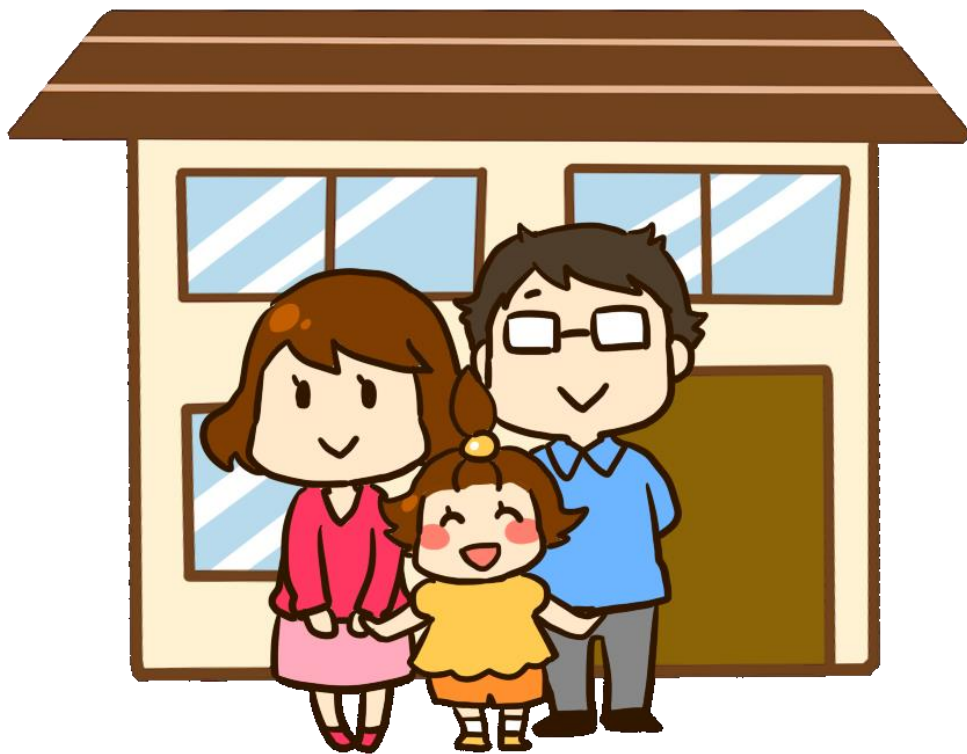




# 平成29年度事業

出雲市定住促進住まいづくり助成金

ご案内



出雲市役所縁結び定住課

【 TEL 0853-21-6629 Fax 0853-21-6599 】

Email: [teijyu@city.izumo.shimane.jp](mailto:teijyu@city.izumo.shimane.jp)

子育て世代、三世代同居、三世代近居、新規二世帯同居、新婚世帯の定住促進を図るため、市民の皆さんが市内の施工業者を利用して、自宅の改修工事を行う場合に、その費用の一部を助成します。

市内の施工業者とは、出雲市内に主たる事業所（本店）を有する者（個人業者を含む）をいいます。

1. 募集期限 平成30年1月31日（火）**※予算額に達し次第、受付は終了します。事前にお問合せください。**
2. 対象工事 住宅のリフォーム工事で、工事費50万円以上（消費税を含む）のもの。（既存建物の増築工事を含みます）
  - ・住宅の新築工事は対象となりません。対象工事については、7ページの「定住促進住まいづくり助成金対象工事一覧表」をご覧ください。
3. 対象工事期間 助成金の交付決定後～平成30年3月9日（金）まで
  - ・申請時点で着手している工事や、交付決定前に着手する工事は対象となりません。
4. 対象住宅 自ら所有し、居住している市内の持ち家（マンションは専有部分のみ対象）
  - ・申込者と所有者が異なる場合は、三親等以内の親族所有に限り対象とします。（賃貸住宅は不可）
  - ・店舗等併用住宅の場合、店舗等の部分は対象となりません。
  - ・**【注意】以前に現要綱（平成27年度～）による助成金を利用し改修した住宅については、前回の利用時から世帯区分に変更がある場合のみ利用できます。世帯区分については、下表をご参照ください。（世帯区分変更の一例：前は新婚世帯だったが、今回は出産に伴い三世代同居となっている。）**
5. 申請資格 以下の要件すべてに該当する方で、下表の世帯区分のいずれかに該当する方
  - ① 出雲市に住民登録を有する方（実績報告日（注1）までに）出雲市に転入する方も対象となります。実績報告日までに）出雲市に転入する方は、転入後に住民票等を提出していただきます。
  - ② 対象住宅を所有（三親等以内の親族所有含む）し、対象住宅に居住、又はリフォーム後居住する方
  - ③ 助成を受けようとする工事について、他の補助制度の利用がないこと
  - ④ 出雲市市税及び国民健康保険料等について滞納がない方

①	子育て世代世帯	18歳以下（平成10年4月2日以降にお生まれの方）の子2人以上と同居する世帯。（実績報告までに出産予定も含みます。）
②	三世代同居世帯	実績報告日までに、三世代以上が同居（同一敷地内居住含む）、又は同居しようとする世帯
③	三世代近居世帯	実績報告日までに、三世代以上が旧市町地域内に居住する世帯、又は同居しようとする世帯（注2） 例）改修対象世帯は、年長者が居住する世帯、18歳以下の子どもが同居している世帯等の条件があります。
④	新規二世帯同居世帯	実績報告日までに、一世代のみの世帯に、親、子又は孫が新たに同居（同一敷地内居住含む）を始める世帯
⑤	新婚世帯	実績報告日までに、婚姻届を提出してから5年未満の夫婦（平成24年4月2日以降に提出された方）が同居している世帯

※実績報告とは、工事完了後に提出いただく書類です。8ページをご確認ください。  
 ※対象世帯については、3ページの「三世代近居世帯の助成対象・対象外になる世帯（一例）」でご確認ください。申請の際には確認のため、住民票、戸籍抄本の添付が必要です

6. 助成金額 工事費の10%で、上限10万円（千円未満切捨）

7. 申請方法

- ・ 予算の範囲内の対応となりますので、必ず事前に縁結び定住課にお問い合わせください。
- ・ 所定の申請用紙にご記入いただき、必要書類を添付のうえ、募集期限内に縁結び定住課まで提出してください。（支所でも受付は可能ですが、書類不備等の場合の連絡が後日となります。）
- ・ 「出雲市定住促進住まいづくり助成金交付申請書」等は、縁結び定住課、またはホームページから取得できます。
- ・ 申請の手続きについては、8ページの「定住促進住まいづくり助成金 申請の手続き」をご覧ください。

8. 助成金返還について

定住促進住まいづくり助成金の交付決定を受けた方や助成金の対象となったご家族の方が、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定を取り消し、経過年数に応じ助成金を返還していただきます。

- (1) 改修した住宅を、助成金を受け取った日（以下「基準日」という。）から5年未満で取り壊し、又は売却したとき。
- (2) 改修した住宅を居住用以外の用途に変更したとき。
- (3) 基準日から5年未満で、助成金の対象となった世帯区分の家族構成員が転出又は転居したとき。

今後の募集は予算の範囲内の対応となりますので、申請希望の際は事前に縁結び定住課まで確認の連絡をしていただきますよう、よろしくお願いいたします。

※当初申込期間中（平成29年5月22日締切）に申し込まれた方は、助成対象となりました。

平成29年7月31日（月）までに申請書類一式の提出をお願いします。この期限を過ぎる事情が生じた場合、必ずご連絡ください。

## 三世代近居世帯の助成対象・対象外となる世帯(一例)

- この表は、最年長者の居住する世帯を親世帯とし、親世帯からの世帯関係で説明を行っています。
- 一世帯は二世代以上が同居している世帯でなければなりません。
- 持家親世帯の、改修工事は常に対象となります。
- 子育て支援のため、18歳以下の子ども(孫)が1人同居している世帯が改修工事の対象となります。
- 施設入所世帯は、対象外世帯になります。
- 世帯単位は、住民票に登録された世帯です。

三世代の居住実態			対象家屋	助成可否	◎=対象になる ×=対象にならない △=他の区分に該当 《《条件等説明》》
親	子	孫			

持家	市内居住	持家(子・孫同居)	親家改修	◎	
				×	貸出す・家屋を解体する・子の世帯へ転居する
			子・孫家改修	◎	18歳以下の孫が1人同居していることが条件
×	18歳以下の孫が同居していないときは対象外				
△	18歳以下の孫2人以上同居は「子育て世帯」に該当				
△	結婚5年以内の夫婦が同居であれば「新婚世帯」に該当				
			△	親が転居してくる場合は「三世代同居世帯」に該当	
		親・子孫2家屋同時改修	◎	同時の工事はそれぞれ50万円以上の工事であれば1件の改修工事とみなし、助成額は上限10万円です	

持家	市内居住	借家(子・孫同居)	親家改修	◎	
				△	子か孫が転居してくる場合「新規二世帯同居」に該当
			子・孫家改修	×	借家は対象住宅にならない

借家	市内居住	持家(子・孫同居)	親家改修	×	借家は対象住宅にならない
			子・孫家改修	◎	18歳以下の孫が1人同居していることが条件
×	18歳以下の孫が同居していないときは対象外				
△	18歳以下の孫2人以上同居は「子育て世帯」に該当				
△	結婚5年以内の夫婦が同居であれば「新婚世帯」に該当				
			△	親が転居してくる場合は「三世代同居世帯」に該当	

三世代の居住実態			対象家屋	助成可否	◎=対象になる ×=対象にならない △=他の区分に該当
親	子	孫			

施設	市内居住	持家(子・孫同居)	親家改修	×	施設入所世帯は、対象世帯にならない
			子・孫家改修	×	施設入所世帯は対象世帯でないため、18歳以下の孫が1人同居していても対象外
				△	18歳以下の孫2人以上同居は「子育て世帯」に該当
				△	結婚5年以内の夫婦が同居であれば「新婚世帯」に該当
				△	親が転居してくる場合は「三世代同居世帯」に該当

持家・借家	市内居住	持家・借家	市内居住	持家・借家	親家改修	×	三世代がそれぞれ独立した世帯の場合は対象外
					子家改修	×	新たに持家で同居する場合は「新規二世代同居」、
					孫家改修	×	「三世代同居世帯」に該当

上記以外の三世代近居や判断に迷うケースは、必ず縁結び定住課までお問い合わせください。

## 定住促進住まいづくり助成金 提出書類一覧

### 1 申請（平成30年1月31日まで、ただし予算額に達し次第終了）

	提出書類名	備考
1	定住促進住まいづくり助成金 交付申請書	
2	住宅の所有の確認できるもの （平成29年度納税通知書兼課税明細書の写し 又は 固定資産評価証明書等）	納税通知書兼課税明細書は4月に資産税課から通知しています。（固定資産評価証明書は手数料300円が必要となります。）
3	出雲市税等納税証明書（滞納のない証明）	住宅所有者が申請者と異なる場合、又は共有の場合は、所有者（共有者）全員の証明も必要です。（手数料 一通300円が必要となります。）
4	改修工事全体の工事見積書	複数業者で施工する場合は、総括表を添付のうえ、それぞれの見積書をご提出ください。
5	助成金対象の施工予定箇所の写真	対象工事箇所の全体が分かるよう撮影してください。
6	工事全体の内容がわかる間取り図	施工予定箇所の写真を撮った方向を記入してください。
7	住民票【同居する世帯全員、続柄がわかるもの】（注1）	手数料300円【三代近居世帯】は工事を行わない世帯の住民票も必要です。別世帯の住民票請求の際は、委任状が必要です。
8	戸籍抄本（注2）	手数料450円 【新婚世帯】【三代近居世帯】は必要です。 【三代同居世帯】でも、別世帯の届出をされている場合は必要になります。
9	リフォーム工事同意書	申請者と所有者が異なる場合や、共有者がいる場合に必要です

（注1）工事完了後に世帯区分が成立する場合、申請時は改修する家屋に居住する世帯の方の住民票をご提出ください。その場合、工事完了後に再度提出を求めますのでご了承ください。

（注2）誰の戸籍抄本を取得すればいいかはケースによって異なります。その際はお問い合わせください。

2 変更申請（施工業者の変更等や、改修工事費の20%以上の減額となる場合、改修工事自体を中止する場合は必要です）

	提出書類名	備考
1	出雲市定住促進住まいづくり助成金変更・中止承認申請書	市へご連絡ください。（申請書を送付します。） 申請書と同じ印鑑を使用してください。
2	工事見積書（変更した後のもの）	
3	工事内容がわかる間取り図	施工予定箇所の写真を撮った方向を記入してください。
4	施工予定箇所の写真	

3 実績報告（提出期限 工事完了後30日以内：改修工事完了日又は清算日の遅い日）

※平成30年3月16日（金）が最終締切です。工事完了後30日以内に最終締切を迎える場合は、最終締切までに報告書等を提出してください。

	提出書類名	備考
1	定住促進住まいづくり助成金実績報告書	交付決定通知に併せて郵送します。 申請書と同じ印鑑を使用してください。
2	工事代金領収書等の写し	申請時に見積書を提出した業者と同一の領収証の写しが必要です。複数業者の場合、それぞれの領収証の写しをご提出ください。
3	工事実施後の施工箇所の写真	申請書に添付した写真と同じ位置から、同じ枚数を撮影し提出してください。
4	定住促進住まいづくり助成金交付請求書	交付決定通知に併せて郵送します。 申請書と同じ印鑑を使用してください。

・各種証明や、見積書は発行後3か月以内のものが必要です。

また、納税通知書兼課税明細書の写しについては、今年度のものが必要です。

・実績報告日までに出雲市に転入・転居される方は、工事完了後の実績報告にあわせ住民票と納税証明（滞納のない証明）を提出していただきます。

・提出書類、添付書類他でご不明なことは、証明書等取得前にご相談ください。

## 定住促進住まいづくり助成金 対象工事一覧表

内 容	可否	備 考
屋根・外壁改修、雨樋の取替え	○	
フローリング・クロス等の貼り替え	○	
床暖房設備	○	
浴室・トイレの改修	○	
畳・襖・障子・サッシ・建具の設置、取替え	○	
下水道等排水設備工事	○	トイレ・台所・浴室等の内装工事（壁・柱・床等の主要構造部の改修）を伴う場合に限る。
電気等設備工事	○	
システムキッチン・流し台・洗面台設置、給湯器	○	
エアコン設置、取替え	○	エアコンを設置・交換する居室の内装工事（壁・柱・床等の主要構造部の改修）を伴う場合に限る。
電気・ガス製品（IHクッキングヒーター等）の購入	△	システムキッチンと一体型（ビルトイン方式）のものは助成可とする。
収納スペースの改修・新設	△	居室と一体型（和室内の押入れ等）であり、居室そのものの改修も実施する場合は助成可とする。
車庫・カーポート、サンルーム、倉庫、犬走	×	
農作業小屋・物干し場等	×	
門・塀・アプローチ等の外構工事	×	

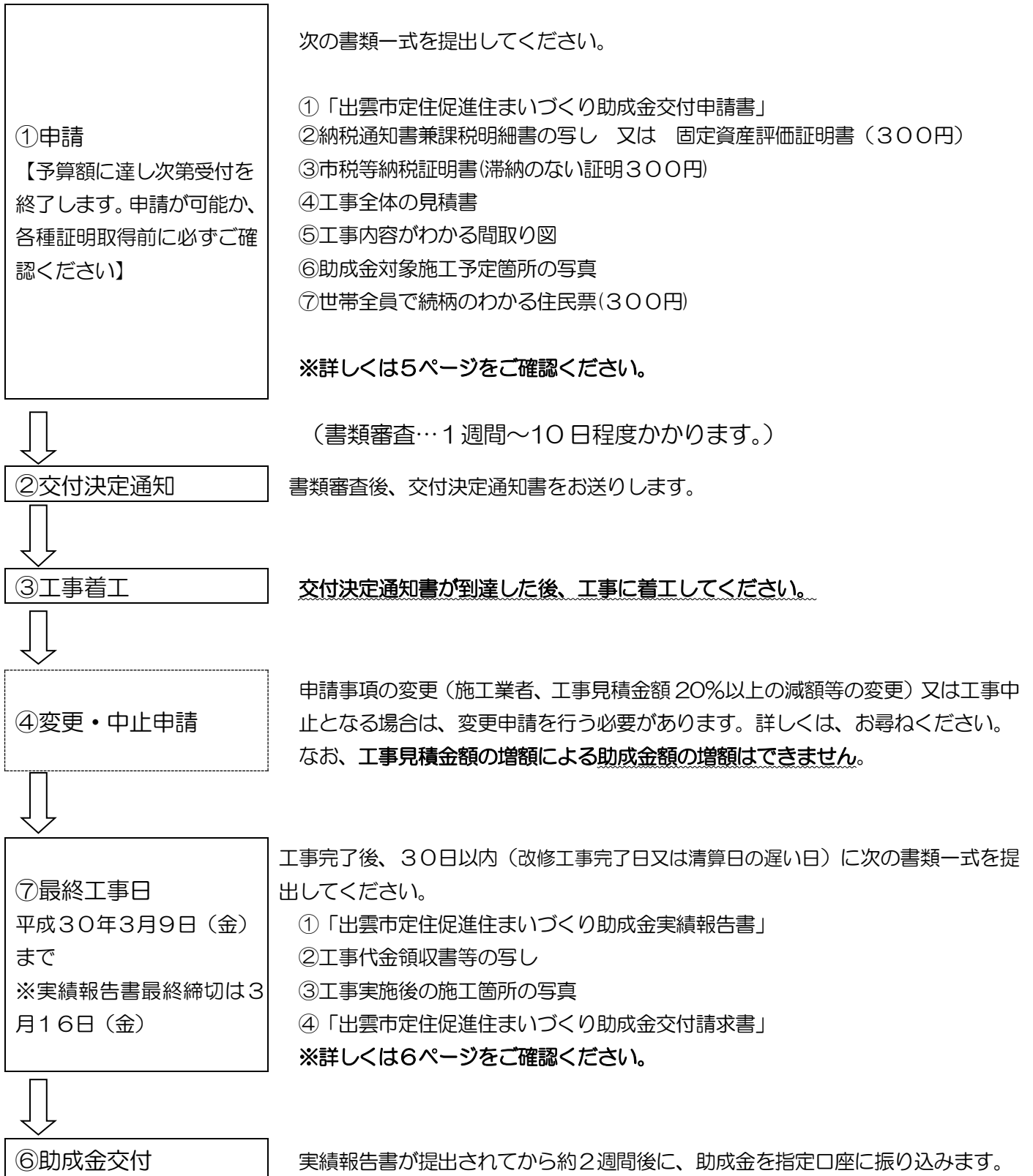
**◆対象となる工事については、他の補助金との併用は出来ませんのでご注意ください。**

- ・ただし、工事箇所が複数存在し、工事箇所によって補助対象、補助対象外が混在するケースは、対象となる場合があります。また、島根県「木の家ですくすく子育て応援事業」を受けられる方も対象となる場合があります。詳しくはご相談ください。

**◆建築基準法等関係法令に適合しないことが発覚した場合、補助金の返還が生ずる場合があります。**



## 定住促進住まいづくり助成金 申請の手続き



※提出書類、対象工事についての詳細は、5～7ページに記載していますので、必ずご確認ください。

◆◆◆申込及び申請窓口◆◆◆

出雲市役所縁結び定住課	〒693-8530 出雲市今市町 70	TEL 0853-21-6629 (直通)
平田支所地域振興課	〒691-8601 出雲市平田町 951-1	TEL 0853-63-3111
佐田支所市民サービス課	〒693-0506 出雲市佐田町反邊 1747-6	TEL 0853-84-0111
多伎支所市民サービス課	〒699-0903 出雲市多伎町小田 74-1	TEL 0853-86-3111
湖陵支所市民サービス課	〒699-0812 出雲市湖陵町二部 1320	TEL 0853-43-1212
大社支所市民サービス課	〒699-0792 出雲市大社町杵築南 1395	TEL 0853-53-4444
斐川支所産業建設課	〒699-0592 出雲市斐川町莊原 2172	TEL 0853-73-9220

◆◆◆問合せ先◆◆◆

出雲市役所縁結び定住課定住促進係

【 TEL 0853-21-6629 Fax0853-21-6599 】

Email: [teijyu@city.izumo.shimane.jp](mailto:teijyu@city.izumo.shimane.jp)